

—料金改定のお知らせ—

令和2年4月1日以降の許可書発行より、利用料金が一部変更します。

許可書発行日が令和2年4月1日以降の場合、新料金が適用されます。

西ヶ谷総合運動場

ターゲットバードゴルフ場、グラウンドゴルフ場

専用利用 **【令和2年3月31日まで】**

利用区分		時間区分	午前	午後
			9:00-12:00	13:00-17:00
ターゲットバード ゴルフ場	一般		¥6,910	¥9,210
	生徒等		¥5,230	¥6,910
グラウンドゴルフ場	一般		¥3,190	¥4,260
	生徒等		¥2,120	¥3,190



専用利用 **【令和2年4月1日から】**

利用区分		時間区分	午前	午後
			9:00-12:00	13:00-17:00
ターゲットバード ゴルフ場	一般		¥9,570	¥12,760
	生徒等		¥6,720	¥8,960
	70歳以上			
グラウンドゴルフ場	一般		¥4,770	¥6,360
	生徒等		¥3,360	¥4,480
	70歳以上			

- 一般：生徒等及び70歳以上の方以外。生徒等：幼稚園～高等学校の在学者及びこれらに当てはまる方。
- 2以上の時間区分を連続して利用する場合は、各時間区分の利用料金を合計した金額とします。
- 入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、記載金額の3倍の金額とします。
- 記載金額は、アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合の利用料金です。
- 料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は切り上げます。

個人利用

【令和2年3月31日まで】

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の窓口提示で、本人及び指導者または付添い1名の利用料金が半額になります。

利用区分		時間区分	
		午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00
ターゲットボード ゴルフ場	当日券 (1人1プレイにつき)	一般	¥310
		生徒等	¥160
	回数券 (11枚綴り)	一般：3,100円、生徒等：1,600円	
グラウンドゴルフ場	当日券 (1人1プレイにつき)	一般	¥210
		生徒等	¥110
	回数券 (11枚綴り)	一般：2,100円、生徒等：1,100円	



個人利用

【令和2年4月1日から】

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の窓口提示で、本人及び指導者または付添い1名の利用料金が半額になります。

利用区分		時間区分	
		午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00
ターゲットボード ゴルフ場	当日券 (1人1プレイにつき)	一般	¥310
		生徒等 70歳以上	¥160
	回数券 (11枚綴り)	一般：3,100円、生徒等：1,600円、 70歳以上:1600円	
グラウンドゴルフ場	当日券 (1人1プレイにつき)	一般	¥210
		生徒等 70歳以上	¥110
	回数券 (11枚綴り)	一般：2,100円、生徒等：1,100円、 70歳以上:1,100	

※1プレイとは、ターゲットボードゴルフは9ホールを、グラウンドゴルフは8ホールを2周することをいいます。途中でやめた場合も、1プレイとみなします。

- 個人利用は、専用利用がない場合に限りです。
- 一般：生徒等**及び70歳以上の方**以外。生徒等：幼稚園～高等学校の在学者及びこれらに当てはまる方。
- 料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は切り上ります。

野球場

【令和2年3月31日まで】

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間
			9:00-12:00	13:00-17:00	18:00-21:00
野球場	一般		¥6,270	¥8,360	¥6,270
	生徒等		¥5,040	¥6,720	¥5,040
会議室	—		¥1,560	¥2,080	¥3,120

※照明設備の利用料金（1時間につき）：全点灯4,710円、2/3点灯3,140円、半点灯2,610円



野球場

【令和2年4月1日から】

利用区分		時間区分	午前	午後	夜間
			9:00-12:00	13:00-17:00	18:00-21:00
野球場	一般		¥6,270	¥8,360	¥6,270
	生徒等		¥4,410	¥5,880	¥4,410
	70歳以上				
会議室	—		¥1,560	¥2,080	¥3,120

※照明設備の利用料金（1時間につき）：全点灯4,710円、2/3点灯3,140円、半点灯2,610円

- 一般：生徒等及び70歳以上の方以外。生徒等：幼稚園～高等学校の在学者及びこれらに当てはまる方。
- 2以上の時間区分を連続して利用する場合は、各時間区分の利用料金を合計した金額とします。
- 入場料又はこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、記載金額の3倍の金額とします。
- 記載金額は、アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合の利用料金です。
- 料金の計算において10円未満の端数が生じた場合は切り上げます。